日 調 連 発 第 3 号
令 和 4 年 4 月 5 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則及び不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の施行に伴い、不動産登記規則が一部改正され、また、同法律の施行に伴い、不動産登記事務取扱手続準則が一部改正され、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

不動産登記規則が一部改正され、官報に掲載されておりますので、参考までにお知らせします。

なお、インターネット版「官報」のURLは、下記のとおりです。

記

URL: https://kanpou.npb.go.jp/20220324/20220324h00700/20220324h007000002f.html

令和4年3月24日　第700号

法務省民二第４５８号
令和４年３月２４日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４０号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年４月１日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、既に国民年金手帳（改正法第２条の規定による改正前の国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条の国民年金手帳をいう。）の交付を受けている者についての取扱いについては、なお従前の例によることとします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（登記官による本人確認） 第３３条　［略］ ２～４　［略］ ５　登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組	（登記官による本人確認） 第３３条　［同左］ ２～４　［同左］ ５　登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組

合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号）第１条第１項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）にあっては基礎年金番号（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。

合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。

別記第５１号（第３３条第３項関係）

本人確認調書

調査年月日		平成　　年　　月　　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　　年　　月　　日】 受付番号【第　　号】 登記の目的【　　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 □登記義務者　□登記権利者　□その他（　　）
申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当の理由の概要		
調査内容	調査の相手方	□本人　□資格者代理人（氏名　　）　□その他（　　）
	調査方法	□面談による調査（　年　月　日　午前・午後　時　分） □電話による事情聴取（　年　月　日　午前・午後　時　分） □資料の提出 □その他（　　）
	確認資料 □原本 （注１） □写し （注１）	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④個人番号カード（注２）　⑤住民基本台帳カード　⑥旅券 ⑦被保険者証（注３・注４）　⑧共済組合員証（注４） ⑨基礎年金番号通知書（注５） ⑩その他（　　）
調査結果	申請の権限の有無の判断	申請の権限が　□　ある。 □　ない。
	理由	
証拠資料		□確認資料の写し（　　注１　　） □その他（　　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。
（注３）　被保険者証の種類を記載する。
（注４）　写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。
（注５）　写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第５１号（第３３条第３項関係）

本人確認調書

調査年月日		平成　　年　　月　　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　　年　　月　　日】 受付番号【第　　号】 登記の目的【　　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 □登記義務者　□登記権利者　□その他（　　）
申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当の理由の概要		
調査内容	調査の相手方	□本人　□資格者代理人（氏名　　）　□その他（　　）
	調査方法	□面談による調査（　年　月　日　午前・午後　時　分） □電話による事情聴取（　年　月　日　午前・午後　時　分） □資料の提出 □その他（　　）
	確認資料 □原本 （注１） □写し （注１）	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④個人番号カード（注２）　⑤住民基本台帳カード　⑥旅券 ⑦被保険者証（注３・注４）　⑧共済組合員証（注４） ⑨国民年金手帳（注５） ⑩その他（　　）
調査結果	申請の権限の有無の判断	申請の権限が　□　ある。 □　ない。
	理由	
証拠資料		□確認資料の写し（　　注１　　） □その他（　　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。
（注３）　被保険者証の種類を記載する。
（注４）　写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。
（注５）　写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要について

１　概要

本件は、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第４０号）において、「国民年金法」（昭和３４年法律第１４１号）第１３条及び附則第７条の４第２項等が削除され、国民年金手帳については令和４年４月１日をもって廃止するとともに、その代替手段として、新たに国民年金の被保険者になった者等には、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和３年厚生労働省令第１１５号。以下「改正省令」という。）による改正後の「国民年金法施行規則」（昭和３５年厚生省令第１２号。以下「年金規則」という。）第１条第１項に規定される基礎年金番号通知書が交付されることとなったことから、同法第１３条第１項に規定する国民年金手帳を引用する「不動産登記規則」（平成１７年法務省令第１８号。以下「不登規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

２　不登規則の現行規定の内容

資格者代理人による本人確認情報の提供について規定する不登規則第７２条第２項では、同条第１項第３号に規定する場合（資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がない場合）において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、同条第２項第１号から第３号までに掲げる方法のいずれかにより行うものとするとされているところ、そのうち同項第２号では、資格者代理人が申請人から提示を求めるものとして、国民健康保険等の被保険者証や健康保険日雇特例被保険者手帳等のほか、「国民年金手帳」が掲げられている。

３　不登規則の改正の必要性

今般の国民年金法の改正により、国民年金手帳は令和４年４月１日をもって廃止され、その代替手段として、新たに国民年金の被保険者になった者等には、「基礎年金番号通知書」が交付されることとされた（年金規則第１０条第１項及び厚生年金保険法施行規則（昭和２９年厚生省令第３７号）第８１条第１項）。

そこで、現行の不登規則第７２条第２項第２号に掲げる「国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）」を、新たに交付されることとなる「基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号）第１条第１項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）」に改正することが必要となる。

なお、基礎年金番号通知書には、国民年金手帳と同様、氏名（片仮名で振り仮名を付す）及び生年月日が記載される（年金規則第１０条第２項第２号）こ

とから、当該通知書を不登規則第７２条第２項に掲げる資格者代理人による本人確認情報の一つとすることに支障はない。

４　改正の内容

不登規則第７２条第２項第２号に掲げる「国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）」を、「基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号）第１条第１項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）」に改めることとする。

５　経過措置

国民年金手帳の既交付者については、改正省令の施行日以後も基礎年金番号通知書が交付されないところ、改正省令では、施行日時点で現に交付されている手帳について、年金関係手続の請求書等に添付する書類として引き続き使用することが可能となるよう、「この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳は（中略）基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。」との経過措置が設けられている（改正省令附則第６条）。

このように、国民年金手帳は施行日以後も基礎年金番号を明らかにすることができる書類として引き続き年金関係手続において使用することが可能であることを踏まえると、同手帳を不登規則第７２条第２項第２号における本人確認書類として引き続き認めることとしても差し支えないと考えられる。

したがって、本省令案においても、改正省令に倣い、国民年金手帳の交付を受けている者についての不登規則第７２条第２項第２号の規定の適用については、なお従前の例による旨の経過措置を設けることとする。

６　施行期日

令和４年４月１日